

(様式1: 監理委員会への報告)

民間事業者による対象公共サービスの実施状況

法務省矯正局成人矯正課
平成24年6月13日

1 対象公共サービスの事業名
刑事施設の運営業務

2 対象公共サービスの内容
総務業務及び警備業務(静岡刑務所及び笠松刑務所)

3 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況

	平成23年4月～平成24年3月		
	確保すべき対象公共サービスの質	実績	実績の測定時期
(静岡刑務所)公共サービス実施民間事業者名:株式会社アール・エス・シー, 三菱電機株式会社, 三菱電機システムサービス株式会社及び大新東株式会社			
総括業務責任者の配置状況	総括業務責任者(本業務全体を総合的に把握し調整を行う者)を1名置くこと。	1名配置	平成23年4月～平成24年3月
各業務責任者の配置状況	各業務区分(①総務業務,②警備業務)ごとに,業務責任者(各業務を総合的に把握し調整を行う者)各1名を置くこととし,施設に常駐させること。	各1名配置	同上
保安事故の発生件数	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して,被収容者の逃走事故,暴動・騒じょう及び自殺事故(既遂に限る。)が発生しないようにすること。	0件	同上
火災事故の発生件数	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して,施設で火災が発生しないようにすること。	0件	同上
保安情報及び被収容者の個人情報の漏えい件数	施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報を漏えいしないこと。	0件	同上
各種システムの入力過誤等の件数	各種システムの入力及び書類・資料の作成については,過誤がないようにすること。	0件	同上
受付業務に係る苦情等の件数	受付業務について,相手方に不快な印象を与えないようにすること。	0件	同上
訴訟関係文書等に係る不適切な処理件数	訴訟関係文書など被収容者の権利利益に直接関わる文書については,本人に不利益が生じないように迅速かつ適切に処理すること。	0件	同上
ホームページの更新回数	ホームページは原則として毎月,その他施設の広報上の必要に応じて適宜更新すること。	1回/月 (ただし,施設側が更新を不要と判断した場合は更新を行っていない。)	同上
領置物品の汚損等の件数	領置物品を汚損,破損及び紛失しないこと。	1件 (ただし,修理を行うなど原状回復済みである。)	同上
領置物品等の誤交付の件数	領置物品,差入れ物,信書及び購入物品を誤交付しないこと。	7件 (ただし,国職員からの指摘を受けて回収及び再交付等を行っており,実害は生じていない。)	同上

運転業務の不実施件数	24時間運転業務が対応可能な体制とすること。	0件	同上
異状時の国職員への連絡不実施件数	業務遂行中、異状を認めた場合には、直ちに国の職員に連絡すること。	0件	同上
入退出管理の不実施及び粗ろう件数	施設内への確実な入退出管理を行うこと。	0件	同上
入退出制限措置の状況	従事する業務の内容等に応じ、施設内の各エリア・室への入退出を制限する措置を講ずること。	施設を構造、用途、動線を踏まえた複数のセキュリティレベルに分割して捉え、各レベル及び運用に応じた監視カメラの増設置及び警備員の増配置等を行うことにより適切な入退出制限を行っている。	同上
被收容者による危険物等の取得件数	被收容者が危険物や持込制限物品(携帯電話等)を取得しないようにすること。	0件	同上
所定の時間帯における構内外巡回の不実施件数	構内外巡回については、2時間に1回以上の頻度で実施すること。	0件	同上
警備機器の障害発生件数 (6時間以内に応急復旧した場合を除く)	警備機器については、正常に作動している状態を常に維持すること。仮に障害が発生した場合であっても、直ちに代替措置を講じた上、6時間以内に応急復旧すること。	0件	同上
信書の受付日における未処理件数	信書の検査については、受付をした日のうちに処理すること。	0件	同上
收容棟等における所定の保安検査の不実施件数	收容棟、職業訓練棟、運動場など被收容者が立ち入る場所については、月1回以上保安検査を実施すること。	0件	同上
被收容者の着衣等に係る所定の検査の不実施件数	すべての被收容者の着衣及び所持品を月2回以上検査すること。	0件	同上
(笠松刑務所)公共サービス実施民間事業者名:株式会社アール・エス・シー、三菱電機株式会社、三菱電機システムサービス株式会社及び大新東株式会社			
総括業務責任者の配置状況	総括業務責任者(本業務全体を総合的に把握し調整を行う者)を1名置くこと。	1名配置	平成23年4月～平成24年3月

各業務責任者の配置状況	各業務区分(①総務業務、②警備業務)ごとに、業務責任者(各業務を総合的に把握し調整を行う者)各1名を置くこととし、施設に常駐させること。	各1名配置	同上
保安事故の発生件数	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して、被収容者の逃走事故、暴動・騒じょう及び自殺事故(既遂に限る。)が発生しないようにすること。	0件	同上
火災事故の発生件数	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して、施設で火災が発生しないようにすること。	0件	同上
保安情報及び被収容者の個人情報の漏えい件数	施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報を漏えいしないこと。	0件	同上
各種システムの入力過誤等の件数	各種システムの入力及び書類・資料の作成については、過誤がないようにすること。	1件 (ただし、国職員からの指摘を受けて修正しており、実害は生じていない。)	同上
受付業務に係る苦情等の件数	受付業務について、相手方に不快な印象を与えないようにすること。	0件	同上
訴訟関係文書等に係る不適切な処理件数	訴訟関係文書など被収容者の権利利益に直接関わる文書については、本人に不利益が生じないように迅速かつ適切に処理すること。	0件	同上
ホームページの更新回数	ホームページは原則として毎月、その他施設の広報上の必要に応じて適宜更新すること。	1回/月 (ただし、施設側が更新を不要と判断した場合は更新を行っていない。)	同上
領置物品の汚損等の件数	領置物品を汚損、破損及び紛失しないこと。	1件 (ただし、クリーニングを行うなど現状回復済みである。)	同上
領置物品等の誤交付の件数	領置物品、差入れ物、信書及び購入物品を誤交付しないこと。	3件 (ただし、国職員からの指摘を受けて回収及び再交付等を行っており、実害は生じていない。)	同上
運転業務の不実施件数	24時間運転業務が対応可能な体制とすること。	0件	同上
異状時の国職員への連絡不実施件数	業務遂行中、異状を認めた場合には、直ちに国の職員に連絡すること。	0件	同上
入退出管理の不実施及び粗ろう件数	施設内への確実な入退出管理を行うこと。	0件	同上

入退出制限措置の状況	従事する業務の内容等に応じ、施設内の各エリア・室への入退出を制限する措置を講ずること。	施設を構造、用途、動線を踏まえた複数のセキュリティレベルに分割して捉え、各レベル及び運用に応じた監視カメラの増設置及び警備員の増配置等を行うことにより適切な入退出制限を行っている。	同上
被收容者による危険物等の取得件数	被收容者が危険物や持込制限物品(携帯電話等)を取得しないようにすること。	0件	同上
所定の時間帯における構内外巡回の不実施件数	構内外巡回については、2時間に1回以上の頻度で実施すること。	0件	同上
警備機器の障害発生件数 (6時間以内に応急復旧した場合を除く)	警備機器については、正常に作動している状態を常に維持すること。仮に障害が発生した場合であっても、直ちに代替措置を講じた上、6時間以内に応急復旧すること。	0件	同上
信書の受付日における未処理件数	信書の検査については、受付をした日のうちに処理すること。	0件	同上
收容棟等における所定の保安検査の不実施件数	收容棟、職業訓練棟、運動場など被收容者が立ち入る場所については、月1回以上保安検査を実施すること。	0件	同上
被收容者の着衣等に係る所定の検査の不実施件数	すべての被收容者の着衣及び所持品を月2回以上検査すること。	0件	同上

(注記事項)

4 対象公共サービスの実施に要した経費(税抜)

平成23年4月～平成24年3月	
(静岡刑務所及び笠松刑務所)公共サービス実施民間事業者名:株式会社アール・エス・シー、三菱電機株式会社、三菱電機システムサービス株式会社及び大新東株式会社	
支払額(定額分)	309,710,000円
支払額(成果分)	増額 0円
	減額 0円
計	309,710,000円
(参考)落札額	(7か年分) 2,010,996,000円

(注記事項)

対象公共サービスの実施に要した経費(税抜)については、対象2施設に係る業務を包括的に委託していることから、支払額は不可分であるため、合計額を記載しているもの。